

地方交通審議会規則（抄）

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第7条 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係ある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会の議事について準用する。